

65歳以上の人に、「介護保険料決定通知書兼納入通知書」を7月中旬に発送します。
通知が届いたら内容を確認の上、納期内納付にご協力をお願いします。

納付方法

■特別徴収（年金天引き）

年金の年額が18万円以上の方は、原則、年6回の特別徴収の対象です。
令和7年度が特別徴収の人と令和8年度の仮徴収（4・6・8月）が特別徴収の方は、本徴収（10・12・2月）分も年金から特別徴収されます。

【保険料の平準化】

特別徴収で4・6月と8月の保険料額が異なる方は、平準化のため、天引き額が変更になっています。
平準化とは、年間6回に分けて特別徴収される介護保険料を均一にするため増額・減額調整を行うことです。

■普通徴収（個別納付）

特別徴収の対象にならない方は、普通徴収になります。送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。
※納付には口座振替が便利です。

令和8年度の特例

令和7年度の税制改正により令和8年度の介護保険料に限り、給与所得がある場合、市民税非課税となっても介護保険料の算定を市民税課税とみなすことがあります。詳しくは、問い合わせてください。

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例・追納制度

問 国保年金課 ☎ (93) 4085

免除・納付猶予・学生納付特例制度

経済的な理由で保険料を納付することが困難なとき、申請することで保険料の納付が免除・納付猶予・学生納付特例になる場合があります。

■種類

- ①免除制度（全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除）
- ②納付猶予制度
- ③学生納付特例制度

■承認期間

- ①・②：7月から翌年6月まで
- ③：4月から翌年3月まで

■所得審査の対象者

- ①：申請者本人、申請者の配偶者、世帯主
- ②：申請者本人（50歳未満）、申請者の配偶者
- ③：申請者本人（学生）

※定められた基準に該当することが要件になります。

■申込み

- マイナポータルから申請するか、次のものを持参して、国保年金課または幕張年金事務所で申込みしてください。
- マイナンバーカード、年金手帳など、基礎年金番号のわかるもの
 - 雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し（今年または昨年に、失業や事業を廃止した人）
 - 学生証または在学証明書（③のみ）

■その他

- 免除申請を行うためには、所得の申告が必要です。
- 全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続を希望した人は、申請が不要で審査を受けられます。

追納制度

保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金の受け取り金額が少なくなりますが、10年以内であれば保険料の追納（後払い）ができます。

追納することにより、保険料を納付したときと同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができるため、追納することをお勧めします。
希望する人は、国保年金課または幕張年金事務所で申し込んでください。

マイナポータルから電子申請が可能です

次の手続きは電子申請が可能です。申請方法など詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



- 国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- 付加保険料納付（辞退）申出
- 付加保険料納付該当（非該当）届
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請
- 学生納付特例申請
- 産前産後免除該当届
- 口座振替納付（変更）申出兼還付金振込方法（変更）申出
- 口座振替辞退申出
- 年金請求

